



平成22年刑(わ)第2949号

第10回公判調書(手続)

被告人の氏名	大 高 正 二 (出頭)
被告事件名	公務執行妨害, 傷害
公判をした年月日	平成24年2月27日
公判をした裁判所	東京地方裁判所刑事第10部
裁判長裁判官	多和田 隆 史
裁判官	本間 敏 広
裁判官	寺崎 千 尋
裁判所書記官	中 條 朋 子
検 察 官	山 本 佐 吉 子
出頭した弁護人	(主任) 萩 尾 健 太, 大 口 昭 彦
同	長 谷 川 直 彦, 河 村 健 夫
同	岡 田 浩 志, 安 井 琢 磨
出頭した証人	篠 浦 ひとみ

机の設置について

被 告 人

法壇前に置いてある長机を私の前に置いてほしい。

裁 判 長

許可しない。

異 議 申 立 て

主任弁護人

被告人は、本日の証人尋問にあたり、証人の証言等をメモする

必要があつて机の設置を希望したものである。それを認めない処分は、被告人の証人尋問権、さらには裁判を受ける権利を侵害するものであり、異議を申し立てる。

検 察 官

異議申立てには、理由がないと思料する。

裁 判 長

異議申立て棄却決定

(傍聴人入廷)

裁判長の処分等

裁判長の処分

裁判長は、傍聴人に対し、審理中法廷内で、不規則発言、不穏な挙動をした場合には直ちに退廷を命じる等告げ、続けて、傍聴人中、傍聴席最後列右から2列目に着席していた女性に対し、頭部を覆っているスカーフを取るよう命じた。

異 議 申 立 て

主任弁護人

上記処分に異議を申し立てる。傍聴に際し、帽子の着用が予め禁じられていたとしても、上記傍聴人が着用しているのはスカーフである。スカーフの着用を禁じるのは、女性の人格権の侵害である。

検 察 官

異議申立てには、理由がないと思料する。

裁 判 長

異議申立て棄却決定

裁判長の処分

裁判長は、上記傍聴人に対し、スカーフを取らなければ退廷を

命じる旨告げたところ、同人がスカーフを取ったため、同人の傍聴を許可した。

机の設置について

大口弁護人

本日の証人尋問にあたり、被告人がメモを取るために必要なので、法壇前の長机を被告人の前に移動していただきたい。

主任弁護人

長机を移動しないのであれば、法廷奥にある小さい机を被告人の前に置いてほしい。

裁判長

上記小さい机は、本日別の用途に使用する。

主任弁護人

それでは、やはり長机を置いてほしい。

裁判長

本日の証人尋問においては、遮への措置をとることになっており、その支障となるため、許可しない。

大口弁護人

法廷内には複数机があるのだから、被告人の前に一つ机を置くことに何ら支障はないと考える。被告人の前に一つ机を移動することを要求する。

裁判長

その要求に対しては、先程来回答している。

大口弁護人

理由を言ってほしい。

裁判長

理由を述べる必要はない。

異議申立て

大口弁護人

裁判長は、これまで様々な訴訟指揮、法廷警察権を行使しているが、それに対して当事者が理由を聞いても、理由を言う必要はないと非常に強権的な訴訟指揮を行っている。そのような問答無用の態度であれば、当事者は納得できず、このように様々な訴訟が混乱するのである。当事者を納得させようという裁判所のあるべき立場から、裁判所に理由を言っていただきたいと考える。机の問題にしても、法廷内に机は余っており、また被告人の防御権を行使するために証人尋問中にメモを取ることは必須の作業なのであるから、便宜を図っていただきたい。そうしないことについて理由を言わないことは、国民の防御する権利、憲法31条に示された適正手続に違反するので異議を申し立てる。

検 察 官

異議申立てには、理由がないと思料する。

裁 判 長

異議申立て棄却決定

証 拠 調 べ 等

証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に①と表示したものの）

弁 護 人 の 退 廷

証人篠浦ひとみ尋問調書表示の時（反訳書69丁23行目）、河村弁護人は退廷した。

被告人に対する拘束処分

証人篠浦ひとみ尋問調書表示の時（反訳書73丁）、被告人は、

被告人席から立った上、遮へいの措置として設置していた衝立（三つ折り式）の証人席左横のパネル部分を手で押して、これを証言台の左側面に衝突させたため、裁判長は、被告人の拘束を命じ、法廷警備員にその拘束命令を執行させた（同日午後6時00分）。

裁判長の処分

- 1 証人篠浦ひとみ尋問調書表示の時（反訳書74丁24行目）、傍聴人中、傍聴席最前列右から5列目に着席していた、白色のコートを着用し、サングラスを掛けた女性が、大声で「私も見てました」等と発言したため、裁判長は、法廷の秩序維持のため、同人に退廷を命じ、同人は退廷した。
- 2 証人篠浦ひとみの証人尋問終了後、いったん休廷し、裁判長が傍聴人に退廷するよう告げたところ、傍聴人中、青い帽子をかぶり、茶色の上下を着用した男性が、「裁判所が犯罪者作ってどうするんだ」と怒鳴ったため、裁判長は、法廷の秩序維持のため、同人に退廷を命じ、さらに、茶色の上着を着用した男性が、「退廷してるじゃないか」等と大声で発言したため、裁判長は、法廷の秩序維持のため、同人に対しても退廷を命じ、これら傍聴人2名は退廷した。

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に②と表示したものの）

指定した次回期日

平成24年4月25日午後1時30分

平成24年3月30日

東京地方裁判所刑事第10部

裁判所書記官 中 條 朋 子

